

## 児童の権利条約

### 第3回日本政府報告に関する児童の権利委員会からの質問事項に対する 日本政府回答（仮訳）

2010年4月

#### 第1部

問1. 条約は日本の法律の一部であるとの情報をふまえ、裁判所において本条約（条文）の使用及び参照を促進するためにとられた措置についてお示し願いたい。

（答）

裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で、児童の権利に関する条約に係る諸問題（適用関係も含む。）についての理解を深めるため、国際人権問題を専門とする大学院教授や、人権擁護に携わっている機関の職員（国際機関の職員を含む。）等を講師として招き、各種講演を実施しているものと承知している。さらに、その他の研修においても、少年事件や子の監護をめぐる諸問題に関する共同研究等、児童の権利、保護及び福祉に関する諸問題を取り上げたカリキュラムが行われており、その中で、児童の権利に関する理解を深めているものと承知している。また、裁判官、検察官及び弁護士になるいずれの者も、原則として、司法研修所において司法修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この司法修習においても、児童の権利に関する条約を含む国際人権全般に関する講義を行っているほか、少年事件や子の監護が問題となる事件を取り上げたカリキュラムを実施し、さらに、関心のある修習生に対し、その理解を深化させるために児童の権利等をテーマとする選択制のプログラムを提供し、児童の権利、保護及び福祉について学び、理解を深める機会を設けているものと承知している。

問2. 被審査国は、条約のあらゆる側面を包含した児童の権利に関する基本法を施行する計画はあるか。

(答)

子ども・若者育成支援施策の基本的枠組み等を定め、児童の権利に関する条約の理念にのっとり施策を推進することをその目的に含む「子ども・若者育成支援推進法」が2010年4月1日に施行された。

今後、同法に基づき、子ども・若者育成支援施策を推進するための大綱として、児童の権利に関する条約の側面を包含した「子ども・若者ビジョン（仮称）」を作成していく予定である。

その策定に当たっては、基本理念として、子ども・若者に関して「その個人の尊厳を重んじ、意見を十分尊重するとともに、最善の利益を考慮すること」、「大人と共に生きるパートナーとして尊重すること」、「未来を切り開く社会の能動的形成者となるよう支援すること」、「一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施すること」等を掲げることとしている。さらに、重点課題としては、子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組や、ニート、ひきこもり、不登校や障害、貧困等を含む、困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組、地域における多様な担い手の育成に取り組んでいくこととしている。

問3. 青年育成を所掌する本部がどのように条約の実施を調整し、被審査国におけるあらゆるレベルの行政官庁及び市民社会が、いかに効果的に調整努力に組み入れられているかお示し願いたい。被審査国は、すべての関係者を含み、あらゆるレベルで条約のあらゆる側面に関する事業を調整する権限を持つ機構の設置を検討しているか。

(答)

青少年の育成に係る施策の実施に当たっては、「青少年育成推進本部」(閣議決定により設置)が中心となり、施策の総合調整を行ってきたが、これに代わり、2010年4月、「子ども・若者育成支援推進法」(以下「法」という。)に基づく、全閣僚を構成員とする「子ども・若者育成支援推進本部」が設置された。

同本部では、「子ども・若者ビジョン(仮称)」を策定することとしており(問2. 参照)、地方自治体は、これを勘案して「子ども・若者計画」を策定することが法律上の努力義務として規定されているところである。

また、法では、子ども・若者の育成支援に関し、多様な民間主体の自主的な活動に資するよう、国や地方自治体が積極的に啓発活動を行うこととしているほか、「子ども・若者ビジョン(仮称)」では、家族や地域の機能を補完する活動の支援や官民、行政と地域のネットワークの強化等について、重点的に取り組む課題として盛り込むことを検討している。

さらに、青少年の育成に関し、企画立案・総合調整を担うこととされている内閣府が、各種条約の解釈・実施を所掌する外務省と連携しつつ、児童の権利条約の趣旨を踏まえて調整を行い、随時進捗状況のフォローアップを実施している。

なお、この調整やフォローアップに資するため、地方自治体や民間団体の関係者、有識者等が参加する仕組みを今後設ける予定である。

問4. 児童の権利の行使が（改正中の法案によって設置が見込まれる）人権委員会の権限に如何に含まれる見込みか、また、同委員会は児童からの申立てによる通報を取り扱うことになるのか情報提供願いたい。さらに委員会は、地方オンブズマンの権限及び財源に関しお尋ねしたい。

（答）

#### 1. 人権委員会について

2002年3月に国会に提出された、人権委員会の創設等を目的とする人権擁護法案は、2003年10月に衆議院の解散により廃案となった。

新たな人権救済制度については、救済の対象となる人権侵害の範囲や人権救済機関の独立性の担保方法、その調査権限の内容等について様々な議論があるため、新たな人権救済制度に関する法案を再び国会に提出するには至っておらず、現在も検討を行っているところであり、人権救済機関の具体的な権限の内容については情報提供できない。

我が国としては、人権侵害の被害者に対する、より実効的な救済を実現するため、国内人権機構の創設に向けて、必要な準備を進めていく。

#### 2. 地方オンブズマン

地方オンブズマンは、各自治体によってさまざまな形態が取られているが、救済申立てに基づき、または自らの発意により調査、調整、勧告、是正要請等を実施しており、主として自主財源により運営されているものと承知している。

問5. 活動内容が児童に影響を及ぼすあらゆる団体や機関に対して条約を広報し、また、児童と共にある現場あるいは児童の権利に関する職務につく専門家に対し、条約の規定に関する研修を提供するためにとられた措置の詳細を提供願いたい。

(答)

1. 法務省

(1) 条約に関する広報

法務省の人権擁護機関では、人権週間（毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間）における強調事項であった「子どもの人権を守ろう」を2009年度から啓発活動年間強調事項に掲げ、1年を通して児童の権利条約を含む子どもの人権をめぐる問題を内容とした講演会、研修会等の各種イベント等の啓発活動を実施している。それらの活動を通して、条約の内容を子どもに理解できるように分かりやすく説明したパンフレット「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）と子どもの人権」を配布するなどして、条約の内容を広く周知することに努めている。

(2) 少年院の職員に対する研修

第3回政府報告パラグラフ94に加えて、2010年3月には、矯正研修所において、少年院の中間監督者に対し、不適正処遇の防止と少年の人権に対する意識の向上を目的とした研修を実施し、この中で「児童の権利に関する条約」を含めた「少年院における処遇と人権」についての講義などを行っている。

(3) 保護観察官に対する研修

保護観察官に対する研修については、第2回政府報告パラグラフ66に述

べられているほか、2008年6月に施行された更生保護法において、少年に対する保護観察は、その者の健全な育成を期して実施しなければならない旨の規定が新たに置かれたことを受け、少年の保護観察に当たる保護観察官に対し、この趣旨の徹底を図っている。また、新任保護観察官に対しては、2007年4月から他の司法機関での実施実習等を行うこととし、少年の保護や福祉について学ぶ機会を新たに設けている。

#### (4) 保護司に対する研修

保護司に対する研修要綱において、新任保護司研修の科目「保護司の服務」の主要事項として「人権」を定めており、児童の権利を含む人権についての研修を保護司に対して実施するなどしている。

#### (5) 裁判官に対する研修

問1. 回答を参照。

## 2. 文部科学省

### (1) 広報

本条約を公布した際に、条約の趣旨について、各学校段階に応じ適切な指導がなされるよう、教育関係機関に対し条約の趣旨を活かして一層指導を充実していくべき主要な点につき通知した。また、外務省が作成した本条約のリーフレットを小・中・高等学校等の各学校などに配布した。

### (2) 研修

国として実施すべき研修を実施する独立行政法人教員研修センターにおいて、学校教育における人権教育の一層の充実を図るため、各都道府県市において中心的役割を果たす教職員を対象に人権教育に関する内容の研修を実施している。

また、都道府県教育委員会等において、法定研修である初任者研修をはじめ、経験年数に応じて行われる教職経験者研修等の機会に人権に関する内容の研修を実施している。

文部科学省の職員に対しては、児童の権利に関する正しい理解と啓発を図ることを目的として、文部科学省新規採用職員等研修のカリキュラムの中に人権に関する講義を取り入れて、当該講義において「児童の権利に関する条約」について説明を実施している。

### 3. 厚生労働省

児童福祉の中心的行政機関である児童相談所の児童福祉司等に対しては、研修機関が実施する研修等において条約の趣旨等についての周知を行うとともに、児童虐待等の児童問題に対応するための研修を、「子どもの虹情報研修センター」（日本虐待・思春期問題情報研修センター）等で実施している。保育所の設置者（地方自治体、社会福祉法人等）に対しては、職員への条約の原則及び規定についての研修を実施するよう指導している。また、保育士等保育所職員を対象とした研修を行っている団体に対しては、条約の原則及び規定に関する研修を実施するよう指導している。児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員等に対しては、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所において、養成研修及び現任訓練研修を行っており、その中では条約の趣旨等についても周知を図っている。

### 4. 警察庁

警察では、平成21年6月に、警察庁が策定した「児童ポルノ根絶に向けた重点プログラム」に基づき、平成22年2月、児童ポルノ等の被害児童支援担当者に対して、児童の保護や支援に関する研修を行った。

また、児童ポルノ事犯の取締りを強化するため、警察大学校において、都道府県警察本部の幹部警察官に対し、児童ポルノ事犯の捜査に必要な専門的知識及び技能を修得させるための教育を平成22年度から実施することとしている。



問6. 児童の権利に関する政策立案及び条約の実施に関し、市民社会との協力に向けたより組織的なアプローチを将来的に検討されているかお示し願いたい。

(答)

政府としては、人権分野に関心を有するNGO関係者や市民社会における様々な活動の重要性を十分認識しており、児童の権利に関する政策立案及び条約の実施に当たっては、児童をめぐる問題に関心を有する現場の方々の声を聞くことが重要であると考えている。

かかる観点から、本年3月26日、外務省主催、ユニセフ東京事務所・日本ユニセフ協会共催にて「児童の権利条約に関するシンポジウム～今後の課題」を開催した。これは国際機関、NGOとの共催によるシンポジウムであり、児童の権利条約及び2つの選択議定書が定める「児童の権利の尊重・保護」を促進するために、我が国が対処すべき今後の課題、また、国際協力の観点から我が国が果たすべき役割について、法曹、小児科医、民間企業、NGO等、様々な分野における有識者・実務者からの実践的な提言を得ることができた。同シンポジウムは、一般市民、NGO、在京外交団、国際機関等、多数の参加があり、本条約に対する関心の高さが示された。

この他、本年3月6日には、子どもの権利条約総合研究所主催「フォーラム子どもの権利研究」に外務省関係者が出席し、児童の権利条約に係る政府の取組について説明を行い、幅広い参加者との意見交換を行った。

こうした議論の場もふまえ、条約の実施促進に反映させるべく、今後とも市民社会との対話、協力を継続していく所存。

問7. 日本のODAが絶対量として、相当に大規模であることを前提として、供与された支援が人権への配慮、特に児童の権利に根付いたものであるか、条約のあらゆる側面を包括しているものであるか、情報提供願いたい。

(答)

我が国は、2003年度に改定したODA大綱において、途上国における基本的人権及び自由の保障状況に十分に注意を払うことを援助実施に当たっての原則の1つとして定めている。また、児童を含む社会的弱者の状況に配慮する「公平性の確保」及び個人の保護と能力強化を重視する「人間の安全保障」の視点を、ODAの基本方針として掲げ、途上国における人権、特に児童の権利の尊重及び確保の観点を考慮した援助の実施に努めている。さらに、2005年に改定したODA中期政策においても、貧困削減のためには、法の下の平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度・政策の構築が重要であるとの観点から、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する旨明記し、人権に配慮した貧困削減のための制度・政策に関する支援を行ってきている。

こうした方針の下、例えば教育分野については、Education for All (EFA) 及びMDGs達成への支援を強化するため「成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN)」を策定し、途上国における基礎教育のアクセス・質・マネジメントの向上のための支援を行っている。具体的には、特に進展の遅れているアフリカ地域を重視し、学校建設、教師教育、学校運営改善、女子教育の促進などを実施し、すべての子どもへ良質の教育を提供することを目指している。また、教育の機会平等の実現のため、ユニセフやユネスコ等の国際機関及びNGOと連携し、少数民族への教育、エイズ予防教育、識字教育、脆弱国や災害国における教育支援、学校給食支援も行っている。その他、途上国の

ニーズに応じて、基礎教育の改善のみならず、中等教育、職業訓練、高等教育の発展及び利用機会の拡充も支援している。

また、保健分野においては、「『保健と開発』に関するイニシアティブ(HDI)」に基づき、途上国の児童が、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための保健サービスを利用できるよう、支援に努めている。具体的には、途上国の必要を考慮し、感染症対策、母子保健対策と、それを底上げするための保健システムの強化のほか、ジェンダー、基礎教育、水・衛生等保健と密接に関連する分野との横断的取組の強化を通じた、包括的支援を実施している。

その他、児童の誘拐・売買・取引に対応する支援も行っており、例えばタイでは児童を含む人身取引被害の保護・社会復帰に携わる様々な関係者（ソーシャルワーカー、警察、弁護士、シェルター関係者）の連携や機能強化を狙いとしたプロジェクトを、JICAを通じて実施している。また、経済的な搾取や健全な発達に対して有害となるおそれのある労働への従事から児童を保護するための取組にも支援しており、例えば、セネガルで国際労働機関（ILO）及び国連児童基金（UNICEF）が、児童労働からの保護の促進及び能力強化を目的として共同で実施している、「セネガルにおけるリスクにさらされた児童のためのILO-UNICEF共同プログラム」に対し、人間の安全保障基金を通じて約260万ドルの支援を行っている。

今後とも、我が国としては、政府開発援助を通じて、児童の権利を含む人権に配慮した支援に努めていく。

問8. 嫡出でない子及び民族的少数者に属する児童に対し引き続き存在する差別に対処するために、被審査国は如何なる措置をとっているか。

(答)

法務省の人権擁護機関では、人権週間（毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間）における強調事項であった「子どもの人権を守ろう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」、「外国人の人権を尊重しよう」を2009年度から啓発活動年間強調事項に掲げ、1年を通して講演会、研修会等の各種イベント等の啓発活動を実施している。

また、嫡出でない子や民族的少数者に属する児童に対する差別等の人権問題について、人権相談において適切な助言をし、関係機関を紹介するほか、人権侵害の疑いがある場合は、人権侵犯事件として調査を行い、人権侵害の排除や再発防止のために適切な措置を講じている。

特に、北朝鮮における断続的な核実験やミサイル発射実験等の実施に関する報道を契機として、在日韓国・朝鮮人児童への嫌がらせ等の発生が特に懸念される場合には、その都度、各地で啓発ポスターの掲示やパンフレット等の配布をするなどの啓発活動を行うほか、人権相談に積極的に取り組んで、情報収集に努め、さらに、人権侵害の疑いがある場合には、人権侵犯事件として迅速に調査し、厳正な措置を講じるなど、人権擁護の取組を強化するように、人権擁護機関の関係部署に対してその都度指導している。

さらに、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会により2009年7月に取りまとめられた報告書を受け、「アイヌ民族の日（仮称）」の制定による全国的に期間を集中した啓発活動の一環として、法務省の人権擁護機関においても、アイヌの人々に対する理解を更に深めるための各種啓発活動を実施することとしている。

問9. 移民及び難民に関する決定も含め、児童の最善の利益の原則は、児童に関する法制度に如何に明示的に具現化されているか。

(答)

#### 1. 児童買春・児童ポルノ禁止法

我が国では、1999年に児童買春・児童ポルノ禁止法が制定されたところであるが、2004年6月に同法が改正され、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、より一層児童の保護を図ることを明確化するため、同法第1条において、「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする」と規定されるとともに、児童買春、児童ポルノに係る犯罪の法定刑が引き上げられるなどした。このようにして、同法では児童の権利を著しく損なうこれらの犯罪が強い非難に値することが明らかにされている。

#### 2. 保護観察

保護観察については、更生保護法第49条第2項において、「保護観察処分少年又は少年院仮退院者に対する保護観察は、保護処分の趣旨を踏まえ、その者の健全な育成を期して実施しなければならない。」と規定されている。

問10. 自己に影響を及ぼす事項に関する児童の意見表明を、相応に考慮することが求められている法律、及びその活動が児童の生命と発達に影響を及ぼす組織（制度）についてのあらゆる法令の中に、児童の意見の尊重原則を具体化するための計画を詳述願いたい。

(答)

1. 第2回政府報告パラグラフ151, 159, 160に関し、少年院在院者の苦情の申出に関する訓令(2009年9月1日施行)が発出され、少年院在院者の不服申立制度として、新たに、在院者から法務大臣及び監査官に対する苦情の申出の制度が創設された。この制度は、法務大臣に対しては書面で、矯正局や矯正管区から監査に赴いた監査官に対しては口頭又は書面で、少年院在院者が苦情の申出を行うことができることとし、その申出に当たっては、書面の内容等につき少年院職員に対する秘密性を担保する措置を講じている。さらに、すべての在院者について少年院の幹部職員が定期的な面接を実施し、在院者が自ら不服等の申立てを行わない場合でも、これを早期に把握し得る体制をとることとしている。

刑事施設に収容されている被収容者については、成人又は少年にかかわらず、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(2006年5月24日施行)により、審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長及び法務大臣に対する事実の申告並びに苦情の申出を行うことができる不服申立制度を利用できることになっている。

刑事施設において懲罰を行う場合は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、成人又は少年にかかわらず、被収容者に弁解の機会を与えるとともに、あらかじめ、弁解すべき日時又は期限及び懲罰の原因となる事実の要旨を通知することとされている。また、被収容者を補

佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名することについても、法律に定めが置かれている。

2. 児童生徒に対する懲戒・出席停止については、

(1) 懲戒処分は真に教育的配慮をもって慎重かつ的確に行われなければならない。その際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聴く機会を持つなど児童生徒等の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果をもつものとなるよう配慮すること、

(2) 出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮すること、などについて、以下の通知で学校・教育委員会に周知を図っている。

(参考)

・「「児童の権利に関する条約」について」(平成6年5月20日付け文部事務次官通知)

・「出席停止制度の運用の在り方について」(平成13年11月6日付け初等中等教育局長通知)

・「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について」(平成22年2月1日付け初等中等教育局児童生徒課長通知)

3. 児童相談所

児童相談所においては、児童相談所運営指針において、子ども、保護者等の援助を行うに当たっては、その意向、意見を十分に配慮することを明記している。

都道府県知事が児童に対し児童福祉施設への入所措置等を採ろうとする際には、児童が意向を表明する機会が保障されており、その意向が都道府県知

事の採ろうとしている措置と一致しない場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならないこととされている。

児童福祉施設においては、児童福祉施設最低基準（1948年厚生省令第63号）により、児童福祉施設に入所している児童又はその保護者等の処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、当該施設に苦情受付窓口の設置等を義務づけている。



問 1 1. 2004年に改正された児童虐待防止法を実施するためにとられた措置あるいはプログラムについて、また、児童に対する暴力、虐待、育児放棄（ネグレクト）に対処するためにとられた措置について情報提供願いたい。

（答）

1. 2004年10月に、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置した。

2005年8月には、改正児童虐待防止法の円滑な施行を図るため、都道府県などに対し、「『児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律』の施行について」（通知）を発出した。

また、同年、市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定等を行った。

さらに、2004年改正法附則に基づき、2007年に児童虐待防止法及び児童福祉法が改正された（2008年4月施行）。主な内容としては①児童の安全確認等のための立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等である。※詳細な内容については第2部（1）の質問に対する回答を参照。

2008年には児童福祉法が改正され、2009年4月に一部を除き施行された。児童虐待に関係する主な内容としては、①「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等子育て支援事業の法定化及び努力義務化、②要保護児童対策地域協議会の機能強化、③里親制度の改正等家庭的養護の拡充等がある。

2. また、法務省の人権擁護機関では、人権週間（毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間）における強調事項であった「子どもの人権

を守ろう」を2009年度から啓発活動年間強調事項に掲げ、1年を通して児童虐待などの子どもの人権を内容とした講演会、研修会等の各種イベント等の啓発活動を実施している。

また、人権相談所を設置しているほか、2006年から、容易に人権擁護機関にあてて投函することができる便せん及び封筒が一体となった「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小・中学校の児童に配布し、また、2007年から、専用相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤル化するとともに、パソコンや携帯電話により24時間の相談受付が可能なインターネット人権相談受付システム（SOS-eメール）を設置するなどして、児童の人権にかかわる相談に応じ、適切な助言をしたり、関係機関を紹介するなどしている。

これらの相談を通じ、暴力や虐待等、児童に対する人権侵害の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、人権侵害の排除や再発防止のために適切な措置を講じるなど、人権侵害による被害の救済及び予防に努めている。

さらに、以上の施策を行うに当たっては、児童虐待防止を目的とする市町村地域ネットワーク等との連携を図り、被害児童に対する、迅速かつ実効的な救済を図っている。

なお、2004年度から内閣府及び厚生労働省が主唱する「児童虐待防止推進月間」が定められたことを機に、子どもの人権問題に関する全国会議を開催するなどして、児童虐待・いじめを防止するための取組の充実・強化を図っている。また、法務省の人権擁護機関の一翼を担う人権擁護委員で組織する全国人権擁護委員連合会では、子どもの人権にかかわる問題についての活動の推進を図ることを目的として、2008年度に「子ども人権委員会」を設置し、同委員会を中心に、子どもの人権にかかわる活動を展開している。

問 1 2. 不利な成育環境，特にひとり親家庭の児童に対し，児童の身体的，  
心的，精神的，道徳的及び社会的発達のための財政的及び他の適切な支援を  
供与するためにとられた措置について情報提供願いたい。保持義務を強制す  
る法律が効果的に実施されることを確保するためになされていることは何  
か。

(答)

1.

(1) 我が国では，子どもたちの教育を受ける機会が損なわれることのない  
よう，各種支援策に取り組んでいる。

(2) 経済的理由により修学困難な児童生徒については，義務教育段階にお  
いては，市町村は学齢児童生徒の保護者に対して学用品費，通学費，学校給  
食費等について就学援助を実施している。また，高等学校段階においては，  
全ての都道府県において公立学校の授業料の減免を行うとともに奨学金事業  
を実施している。また，都道府県が行う私立学校が行う授業料減免措置への  
補助に対し，国は私学助成としてその一部を補助している。

(3) 幼稚園段階については，第 3 回政府報告パラ 397，外国人児童生徒への  
支援については，パラ 154, 395, 582，障害のある子どもへの支援については，  
パラ 352～358 をご参照願いたい。

(4) なお，我が国の教育の振興に関する以上の諸施策の総合的かつ計画的  
な推進を図るため，平成20年7月，教育振興基本計画を策定している。

2. 母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し，児童の福祉の増進等を  
図るため，児童扶養手当の支給や，母子寡婦福祉貸付金による母子家庭の子  
の就学や就職に必要な費用等の貸付を実施している。

なお、ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する法律案を2010年通常国会に提出している（2010年8月施行予定）。

3. なお、我が国では、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、当面5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置した。この本部のもと、障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度改革に向けた精力的な検討が行われているところであり、障害のある児童への支援についても、障害のある児童が他の児童と平等に人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための必要な措置をとること、児童の最善の利益の考慮、障害者を包容する教育制度及び生涯学習の確保といった同条約の理念も踏まえて検討を行い、制度の見直しを行っていくこととしている。

問13. 少子化社会対策基本法、個々の具体的実施計画及び次世代育成支援対策推進法の下に規定され、計画された措置に関する追加情報を提供願いたい。

(答)

1. 「少子化社会対策基本法」に基づく「少子化社会対策大綱」(2004年6月)においては、策定後5年を目途に見直すと言われていたところであり、2010年1月に同法に基づく大綱として、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」が策定された。本ビジョンにおいては、従来の少子化対策の視点からは、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に応える政策を生み出せなかったとの認識から、当事者目線での子ども・子育て支援への変換を図っているところである。

2. 基本理念としては、個人に過重な負担がかかる現状を改め、社会全体で子育てを支えていくという考え方へ大きく転換したところであり、施策の内容としても、子ども手当の創設や高校の実質無償化等の子育て家庭等への支援とあわせて、保育サービス等の基盤整備も行うこととしている。また、保育サービスの拡充等については、今後5年間の数値目標も定め、施策の充実を図ることとしている。

3. また、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、2003年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定した。また、急速な少子化の進行等の現状に鑑み、2008年12月には、以下の内容とする同法の改正を行った。

- (1) 地域における次世代育成支援の取組を促進するため、市町村行動計画(目標事業量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を国が設定。併せて、行動計画を策定・変更する際に住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めること及び行動計画に基づく措置の実施状況等を定期的に評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めることを市町村・都道府県に義務付け。
- (2) 一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象の拡大や、一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっている企業に対する当該行動計画の公表及び従業員への周知の義務付け。
- (3) 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知及び

行動計画に基づく措置の実施状況の公表を義務付け。

また、次世代育成支援に集中的に取り組むとされた10年間の後半5年間に向けて、2009年度中に、すべての自治体において、次世代育成支援のための後期行動計画が策定されることとなっている。

問14. 暴力, いじめ, 引きこもり及び自殺等の, 児童の攻撃的・自己破壊的・引きこもりがちな態度に対処するためにとられた措置についてお示し願いたい。被審査国は, 児童, 親及び教師との間のコミュニケーション及び関係を支援し, 学校や教室における雰囲気改善のための措置をとっているか。

(答)

1. 「子ども・若者育成支援推進法」が平成21年7月に成立し, 平成22年4月1日より施行された。同法では, 教育, 福祉, 雇用等各関連分野における施策の総合的推進とともに, ニート, ひきこもり, 不登校等困難を抱える子ども・若者への支援を行うために地域の関係機関等が連携して支援するためのネットワークづくりを推進している。

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を策定(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)し, 特に子どもについては, 「子どもを見守り育てる体制づくりの推進」や「子どもの自殺の実態調査等を踏まえた自殺予防の取組の推進」を図ることとしている。

2.

(1) いじめ問題への取組について, 学級経営上の留意点や家庭・地域社会との連携など, 学校・教育委員会が具体的に点検すべき項目を示した通知を发出了した。(「いじめの問題への取組の徹底について」平成18年10月19日付け初等中等教育局長通知)

(2) いじめや暴力行為等問題行動を起こす児童生徒に対して, 一人一人を把握し, 信頼関係を築き, 一貫した指導を粘り強く行うとともに, 学校は問題を隠すことなく, 家庭・地域や関係機関と連携して未然防止, 早期発見・早期対応に取り組むことについて通知を发出了した。(「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成19年2月5日付け初等中等教育局長通知))

(3) スクールカウンセラーの配置の拡充に加え, 家庭, 友人関係, 地域, 学校等, 個々の児童生徒が置かれた状況への働き掛けを行うスクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制の充実を図るとともに, 各教育委員会においては教育支援センターを設置し, 不登校児童生徒の集団生活への適応, 情緒の安定, 基礎学力の補充等のための相談・適応指導を行っている。

(4) 児童生徒の自殺予防について調査研究を実施しており, 教師が知ってお

くべき基礎知識についてまとめたマニュアルを作成・配付した。

(5) 学習指導要領では、道徳や特別活動の時間を通じて、思いやりの心を持つことや、望ましい人間関係の確立を明記しており、これに基づき、自然の中での集団宿泊活動等、体験活動の充実を図り、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むための教育活動を行っている。

### 3.

#### (1) ひきこもり

全国の都道府県・指定都市にひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めることとしている。本センターは、

- ① 電話、来所、訪問等による相談に応じ、対象者の状態に応じて適切な関係機関へつなぐ
- ② 地域における医療・就労などの関係機関とのネットワークの構築による連携の確保
- ③ ひきこもり施策の情報発信等の役割を担うものである。

また、ひきこもり児童については家庭への訪問等をするメンタルフレンド（学生等のボランティア）の配置やひきこもり児童の保護者に対して講習会等を実施し、子育てに対する不安の軽減等の支援を行っている。

さらに、ひきこもり児童を一時保護所等へ宿泊または通所させ、集団的な生活指導の実施等を行っている。

#### (2) 自殺

児童思春期の中には精神的問題を抱え、対人関係等において問題を生じる者も少なくないことから、これらの問題に適切な対応ができるよう、自殺対策の観点も含め、医師、看護師、児童相談員、スクールカウンセラー等に対して専門的な養成研修を行っているところである。



問15. 学校, あるいは他のあらゆるレベルの教育機関において, 高い成績と, 人格と才能及び心身の能力の総合的な発達を両立させるための努力について, 情報提供願いたい。被審査国は, 如何に人権をあらゆるレベルの教育カリキュラムに組み込み, 学校においてどの程度児童の権利が行使されているか。

(答)

<総合的な発達の両立>

平成20年に改訂された小学校及び中学校学習指導要領, 21年に改訂された高等学校学習指導要領において, 確かな学力, 豊かな人間性, 健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」をはぐくむことを目指し, 授業時数の増加と教育内容の充実を図ったところである。

<人権教育, 児童の権利の実施>

学校においては, 児童の権利条約をはじめとする人権に関する国際法の意義と役割, 基本的人権の尊重, 児童の成長や人間形成について指導することとなっている。平成20年・平成21年に告示された新学習指導要領においても, 総則に「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭, 学校, その他社会における具体的な生活に生かすことを掲げるなど, 各教科, 道徳, 特別活動, 総合的な学習の時間の特質に応じて, 学校の教育活動全体を通じて人権に配慮した教育を行うことを一層推進することとしている。例えば, 小学校の社会科, 中学校の社会科(公民的分野), 高等学校の公民, 小・中学校の道徳などにおいて, 基本的人権の尊重や人権に関する国際法の意義, 差別をしないことなどについて取り扱うこととされている。

また, 学校における児童の権利の行使については, 例えば, 学習指導要領では, 小・中・高等学校段階において, 学級活動・ホームルーム活動(学級を単位として, 学級の生活の充実と向上等に資する活動として, 児童生徒が話し合い, 協力して学級内の組織作りや仕事の分担処理等の活動を行うもの)や児童会活動・生徒会活動(学校の全児童生徒をもって組織する児童会・生徒会において, 学校生活の充実と向上に資する活動を行うもの)を実施することを定めており, 各学校において児童生徒が意思決定に参加している。

問16. 少年司法に関し、条約の規定を完全に実施するためにとられた措置、特に児童が成人のように処遇されないことを確保するための措置を特定願いたい。

(答)

1. 我が国においては、少年法上、20歳未満の者を「少年」として取り扱っている。少年が罪を犯した場合については、少年法等により成人（20歳以上の者）とは異なる手続を定め又は措置を講ずることにより、その年齢を考慮し、将来社会において建設的な役割を担うことを促進するものとしている。

一般に、少年は、人格が未熟である反面、可塑性に富んでいるので、罪を犯した少年に対しては、刑罰による非難を加えるよりも、保護、教育を行うことが少年の健全育成に役立つと考えられている。そのため、我が国では、少年が罪を犯した場合等には、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整を図るとの観点から、これらの少年事件は、すべて家庭裁判所に送致、通告される。

家庭裁判所は、非行事実の有無について判断するなど司法的機能を有するとともに、再非行防止の観点から、人間関係諸科学の専門家である家裁調査官に命じて、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について医学、心理学、教育学、社会学等の専門知識を活用して調査を行わせ、非行の原因、再非行予防のための諸要素に関する要保護性の判断を適切に行うなど福祉的機能をも有している。そして、この二つの機能を十分に生かすためには、刑事手続のような対立構造は好ましくなく、関係者の協力を得て、裁判官が直接少年に対し語りかけ、教育的な働きかけを行うことのできる非形式的な審問構造の方がふさわしいことから、少年審判手続では、家庭裁判所が自ら事件を調査し、審問を行い、少年にとって最も適切、妥当な措置をとり又は処遇決定する審問構造を採用している。

2. 少年審判手続では、審判期日に少年及び保護者を呼び出さなければならず（少年審判規則25条2項）、少年が審判期日に出頭しないときは審判を行うことができない（同規則28条3項）。第1回審判期日の冒頭において、裁判長が少年に対し、黙秘権があることをわかりやすく説明し、非行事実の告知をした上で陳述する機会を与えることとされている（同規則29条の2）。また、少年、保護者及び付添人は、審判の席で、裁判長の許可を得て、意見を述べることができる上（同規則30条）、非公開で行われる審判は（少年法22条2項）、少年の内省を促しながらも懇切を旨として和やかに行うものとされ（同法22条1項）、少年が意見を陳述しやすいよう配慮されている。また、少年及び保護者には付添人選任権があり（同法10条1項）、観護措置決定手続に

において、裁判長が少年にその説明をするほか（同規則19条の3）、事件担当書記官が、少年及び保護者に対し、手続や権利等について説明した書面を事前に交付又は郵送し、その中で付添人選任権についても説明していると承知している。

3. 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるとき、又は、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件について、刑事処分以外の措置を相当と認めるときを除き、事件を検察官に送致する。家庭裁判所から少年の事件の送致を受けた検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起する。

起訴された少年の公判の手続においても、以下のとおり、条約の規定は実施されている。

○条約第37条（a）

「拷問又は残虐、非人道的等の取扱い等の禁止」については、刑法上、裁判、検察、警察、行刑等の職員が、刑事被告人や法令により拘禁されている者に対し暴行、陵虐行為を行うことを刑罰をもって禁止するほか、公務員が他人に義務のないことをさせたり、権利を妨害することを処罰することとしている。

「死刑又は釈放の可能性がない終身刑を科さないこと」については、我が国の少年司法上、18歳未満の者について、死刑又は釈放の可能性がない終身刑が科されることはない。

○条約第37条（b）

「不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと」については、憲法の規定を受けて、刑事訴訟法は、逮捕、勾留について詳細な規定をおき、裁判官による令状の審査を始めとする厳格な手続を規定している。

少年の身柄拘束については、少年法上、捜査段階については、やむを得ない場合でなければ勾留することはできず（少年法第43条第3項）、勾留する場合には少年鑑別所を勾留場所とすることでき、勾留に代えて観護措置をとることができる（同条第1項）など、少年の特質が考慮されている。

○条約第37条（c）

「成人からの分離」については、少年法上、刑事施設においては、少年を成人と分離して収容しなければならないとされている。

○条約第37条（d）

「弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利」については、刑事訴訟法上、憲法の規定を受けて、被告人及び被疑者に弁護人選任権が認められているほか、一定の要件の下、裁判所又は裁判官は被告人及

び被疑者のため弁護人を付さなければならないとされており、刑事訴訟手続の過程で児童の自由がはく奪される場合においては、弁護人を選任し、弁護人と連絡をとることが認められている。

「裁判所その他の権限のある独立の、かつ、公平な当局においてその自由のはく奪の合法性を争い並びにこれらについての決定を速やかに受ける権利」については、刑事訴訟法上、裁判所又は裁判官が勾留に関して行った裁判に対して不服がある者は抗告又は準抗告を申し立てて再審査を求めることができ、さらに、再審査の結果に対し不服がある者は、最高裁判所に対し、憲法違反、最高裁判所の判例違反等を理由とする特別抗告ができる。

○条約第40条2(a)

憲法上、「何人も、実行の時に適法であった行為については、刑事上の責任を問はれない。」と規定されている。

○条約第40条2(b)

「無罪推定の原則の保障」については、刑事裁判の基本原則として実務において承認されている。

「罪の告知の保障」については、刑事訴訟法上、裁判所は公訴事実や罪名等が記載された起訴状の謄本を被告人に送達することとされているほか、公判の冒頭手続において、検察官はまず起訴状を朗読することとされている。

「弁護人その他適当な援助を行う者の保障」については、刑事訴訟法上も、前記のとおり、弁護人選任権が保障されるなどしている。

「独立の、かつ公平な裁判所の保障」については、刑事訴訟法上、裁判官等の除斥又は忌避の規定が定められている。

「弁護人その他適当な援助を行う者の立会いの保障」については、刑事訴訟法上、公判期日は弁護人にも通知しなければならないとされているほか、一定の事件については、弁護人がなければ公判を開廷することはできないとされ、その場合において、弁護人が出頭しないときなどは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならないとされ、さらに、被告人が未成年者であるときなどに弁護人が出頭しないときは、裁判所は職権で弁護人を附することができることとされている。

「供述又は自白の強要の禁止」については、刑事訴訟法上、警察官、検察官、裁判官に供述拒否権の告知を義務付け、また、被告人の供述拒否権が認められ、強制、拷問、脅迫等による自白の証拠能力は否定されている。

「反対尋問並びに証人出席及び証人尋問権の保障」については、刑事訴訟法上、証人尋問における被告人又は弁護人の尋問権等を認め、さらに、被告人が検察官と対等の条件で自己のための証人の出席及び尋問をできることになっている。

「上級の裁判所で再審理を受ける権利の保障」については、刑事訴訟法上、被告人は上訴権を有し、第一審の判決に対し、事実誤認、量刑不当、

法令の適用の誤り，訴訟手続の法令違反等を理由として高等裁判所に控訴して再審査を受けることができるほか，憲法違反，最高裁判所の判例違反等を理由とする最高裁判所への上告も認められている。

「無料の通訳の保障」については，刑事訴訟法上，刑事裁判において，国語に通じないものに陳述させる場合には，通訳人に通訳させなければならないとされているところ，通訳料を含む訴訟費用については，被告人が貧困のためこれを納付することのできないことが明らかであるとき，被告人に訴訟費用を負担させないこととすることができる。

○条約第40条3(a)

刑法第41条は，「14歳に満たない者の行為は，罰しない」と定め，責任年齢を規定している。

4. 少年に対する保護観察については，第1回政府報告パラグラフ263及び第3回政府報告パラグラフ467に述べられているとおり，対象少年の年齢，経歴，心身の状況，家庭，交友その他の環境等を十分斟酌しつつ，少年の抱える問題性に適切に対応しながら，効果的な処遇に努めている。また，2008年6月に施行された更生保護法において，少年に対する保護観察は，その者の健全な育成を期して実施しなければならない旨の規定が新たに置かれたことを受け，この規定に従って，少年の情操の保護に配慮しつつ，心身ともに健全な少年の育成を期して，指導及び援助を実施することとしている。

※参考

意見の聴取：第3回政府報告パラ201参照。

矯正施設：第3回政府報告パラグラフ108，461，462，464及び465参照。

問 17. 被審査国の財源に関し、前回委員会から発出された最終見解の実行が限定的となった要因について情報を提供願いたい。

(答)

第2回審査をふまえ児童の権利委員会から発出された最終見解と、我が国の財源の関連性については、その因果関係が明らかでないため、回答することは困難である。

なお、参考までに、我が国の青少年育成施策は、0歳から30歳未満を主たる対象とし、各関連分野にわたって総合的に実施しているため、18歳未満の児童に関わる施策のみを切り分けることは困難である。

問18. 児童に影響ある事項のうち、条約の実施に関し、最も喫緊の留意を要するものとして被審査国が優先づけている事項をお示し願いたい。

(答)

- ・子ども・若者ビジョン（仮称）の作成（平成22年6月決定予定）
- ・子ども・子育てビジョン（平成22年1月決定）の推進
- ・子ども手当の創設
- ・高校教育の実質無償化
- ・保育サービスの充実など

## 第2部

### (1) 新しい法案あるいは法律, それらの個別の規則

(答)

#### 1. 新しい法律

高校の実質無償化の実現のため, 公立高等学校に対しては授業料を不徴収とするとともに私立高校等については新たな支援制度を導入することを内容とした法律案を2010年通常国会に提出。同法は, 平成22年3月31日に成立し, 平成22年4月1日より施行されることとなった。

2. 2008年6月に, 保護観察等について規定した犯罪者予防更生法が廃止され, 新たな更生保護の基本法となる更生保護法が施行された。

3. 2008年12月, 出会い系サイト事業者に対する届出制の導入, 児童に関する異性交際の誘引行為に係る情報を公衆が閲覧できないようにするための措置義務の新設等出会い系サイト事業者に対する規制の強化及び児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進に関する規定が盛り込まれた出会い系サイト規制法の一部改正法が施行された。また2009年2月, 出会い系サイト事業者が利用者に対し, 児童でないことを確認する方法について, これを厳格化する国家公安委員会規則が施行された。

#### 4.

(1) 2007年に児童虐待防止法及び児童福祉法を改正(2008年4月施行)

<主な内容>

##### (イ) 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度(臨検・搜索)の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

##### (ロ) 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)

##### (ハ) 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

##### (ニ) その他



- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）設置の努力義務化

（２）２００８年に児童福祉法、次世代育成支援対策推進法等を改正（一部を除き、２００９年４月施行）

＜主な内容＞

（イ）新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

（ロ）困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

（ハ）地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

（ニ）仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員３０１人以上企業から従業員１０１人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

５．次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、２０１０年度において、

中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設するための法律が平成22年4月1日より施行されることとなった。

6. ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する法律案を2010年通常国会に提出（2010年8月施行予定）

## (2) 新たな機関（及びその権限）あるいは制度改革

(答)

1. 新たな人権救済制度については、救済の対象となる人権侵害の範囲や人権救済機関の独立性の担保方法、その調査権限の内容等について様々な議論があるため、現段階では、新たな人権救済制度に関する法案を再び国会に提出するには至っていないが、我が国としては、人権侵害の被害者に対する、より実効的な救済を実現するため、パリ原則に沿った、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設に向けて、必要な準備を進めていく。

2. 地域の関係機関が子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための要保護児童対策地域協議会については、2004年に児童福祉法上に規定がなされた後、2007年の同法改正により、地方公共団体に対してその設置が努力義務化された。さらに、2008年の同法改正により、協議会における協議対象を拡大するとともに、その調整機関に専門職を配置する努力義務が課されたところである。

3. 警察では、2010年4月、児童ポルノ対策を推進し、児童ポルノの根絶を求める国民の信頼にこたえていくべく、警察庁生活安全局少年課に児童ポルノ対策官を新たに設置した。

### (3) 最近導入された政策, プログラム, 行動計画及びその範囲

(答)

1.

- ・ 青少年育成施策大綱 (平成 20 年 12 月決定)
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (平成 21 年 4 月施行)
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 (平成 21 年 6 月決定)
- ・ 子ども・若者育成支援推進法 (平成 22 年 4 月施行)
- ・ 子ども・子育てビジョン (平成 22 年 1 月決定)
- ・ 子ども・若者ビジョン (仮称) (平成 22 年 6 月決定予定)

※児童の権利に関する条約の理念に則り策定するべく, 現在検討中。

2. 法務省においては, 少年矯正運営の一層の適正化を推進するとともに, 少年院における矯正教育及び少年鑑別所における資質鑑別を始めとする施設機能の充実を図り, もって被収容少年の健全育成及び円滑な社会復帰に資するよう, 様々な側面から各界の有識者に意見を伺う場として 11 人の委員からなる「少年矯正を考える有識者会議」を設置し, 2010 年 1 月から議論を行っている。

3. 警察では, 2009 年 6 月, インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し, 深刻な人権侵害を受け, 将来にわたり苦しむ被害児童を無くすため, 警察庁において, 取締り, 流通防止対策, 被害児童支援の三点を施策の柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し, 児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進している。

また, 子どもを犯罪から守るための環境整備のため, 「子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業」として, 全国で 15 の防犯ボランティア団体をモデル事業実施団体に選定し, 子ども見守り活動等を補完するための防犯カメラの整備, 団体の情報発信等のための支援サイトの運営等を推進している。

さらに, 子どもが被害者となる犯罪の迅速な検挙を図っているほか, 2009 年 4 月, 子どもと女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け, つきまとい等の行為者を特定し, 検挙又は指導・警告等の措置を講じる活動に専従する「子ども女性安全対策班 (JWAT)」を設置し, 更なる被害の未然防止対策の強化に努めている。

(4) 人権条約の最近の締結状況

(答)

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2009年7月締結）

### 第3部

#### データ及び統計

2006-2009年の統計資料（国籍，年齢，性別，種族的出身，地理的位置，及び社会経済的地位別）

(a) 国家予算及び地方自治体予算におけるプログラム及び活動への配分を含む，条約の実施あるいは児童の利益を目的としたプログラムへの予算配分

(答)

2006年(平成18年)	3兆3,098億円
2007年(平成19年)	1兆6,781億円
2008年(平成20年)	1兆7,503億円
2009年(平成21年)	1兆3,871億円

※児童を含む青少年の育成に直接的，間接的に関わるものとしてまとめた国家予算であり，また，その中には全ての年齢者を対象としており，青少年に関する予算部分を切り分けることが困難な予算を含んでいる。

(b) 家庭環境を奪われた児童の数及び養護施設、児童擁護施設、他の児童の代替的ケアに対する予算配分

(答)

・各施設等の施設数及び児童数等はそれぞれ以下のとおり。

	乳児院	児童養護施設	里親	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
施設数	121 箇所	569 箇所	7,808 人(*1)	32 箇所	58 箇所	51 箇所
児童現員	3,124 人	30,695 人	3,870 人(*2)	1,180 人	1,808 人	230 人

2008 年 10 月 1 日現在（自立援助ホームは 2008 年 12 月 1 日現在）

（里親は 2009 年 3 月 31 日現在）

\*1 登録里親数

\*2 委託児童数

・これら児童に対し配分されている 2009 年度予算  
79,747,625 千円

(c) 虐待，ネグレクト，性的搾取の被害に遭った児童の数。捜査及び結果の詳細を含めて頂きたい。

(答)

1. 被害児童数

	2006年	2007年	2008年	2009年
児童虐待▼	316*1	315*2	319*3	347*4
うちネグレクト	24	22	20	12
性的搾取	5099*5	4905*6	4300*7	4394*8

※「性的搾取」の被害児童は，児童買春・児童ポルノ禁止法，児童福祉法（うち淫行関係），青少年保護育成条例（うち淫行関係）及び売春防止法違反事件の被害児童の数である。

\*1～\*4 児童虐待被害児童数

（単位：人）

	2006年		2007年		2008年		2009年	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総数▼	128	188	145	170	135	184	143	204
1歳未満	28	14	29	18	34	13	25	15
1歳	4	4	13	7	10	6	8	7
2歳	4	8	7	7	6	8	9	11
3歳	14	8	12	12	14	4	9	5
4歳	7	10	14	7	9	9	11	8
5歳	8	8	18	7	3	4	3	6
6歳	14	8	4	6	6	4	10	6
7歳	8	8	4	7	3	7	2	9
8歳	6	11	7	2	8	4	11	3
9歳	6	10	5	4	4	4	11	8
10歳	9	7	3	6	8	7	9	13
11歳	4	10	8	5	6	6	6	3
12歳	1	10	6	7	7	19	11	16
13歳	6	20	4	11	2	15	5	16
14歳	3	14	4	21	4	22	6	24
15歳	2	12	4	18	4	17	3	25
16歳	3	12	2	13	4	21	2	11
17歳	1	14	1	12	3	14	2	18



\*5～\*8 (\*8 はすべて暫定値) 性的搾取被害児童数

(単位：人)

	2006年		2007年		2008年		2009年	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総数▼	117	4982	99	4806	137	4163	142	4252
未就学	0	24	6	6	2	10	0	19
小学生	13	66	10	50	14	66	6	118
中学生	53	1799	31	1599	39	1533	60	1577
高校生	37	1796	38	1947	68	1672	45	1606
大学生	2	29	1	31	0	12	1	17
有職	4	191	3	219	5	166	5	166
無職	8	1077	10	954	9	704	25	749

## 2. 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数（福祉行政報告例より）

### ・ 身体的虐待

15, 364件（06年度）, 16, 296件（07年度）,  
16, 343件（08年度）

### ・ ネグレクト

14, 365件（06年度）, 15, 429件（07年度）,  
15, 905件（08年度）

### ・ 性的虐待

1, 180件（06年度）, 1, 293件（07年度）,  
1, 324件（08年度）

(d) 自殺した児童の数

(答)

2006年 623人

2007年 548人

2008年 611人

※ なお、上記自殺者数については、19歳以下のものとなっている。

(e) 外国人児童の初等及び中等教育の就学率。日本人児童（の就学率）との比較を含む。

(答)

外国人児童の初等及び中等教育の就学率については、把握していない。なお、日本人の就学率と進学率は、次の通りである。

小学校・中学校・高等学校等への就学率・進学率〈2008年〉…（男女合算データ）

- 小学校就学率 : 99.96%
- 中学校就学率 : 99.97%
- 高等学校等進学率 : 97.80%

(注) 高等学校等進学率：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。）の占める比率。

(f) 日本国内及び日本国外における人身取引の被害児童数。これに関連した訴追数を含む。

(答)

1. 警察では、2006年～2009年の間、日本国内において、児童を被害者とする人身取引事犯29件32人を検挙するとともに、12人の被害児童を保護した。

【内訳（被害児童）】

2006年	9人	フィリピン人女性7人（16歳（3人）、17歳（4人）） インドネシア人女性2人（15歳）
2007年	なし	
2008年	2人	日本人女性1人（17歳）中国人女性1人（17歳）
2009年	1人	日本人女性（17歳）

2. 日本国内における人身取引の被害児童数

2006年から2009年末までにおいて、法務省入国管理局が保護又は帰国支援した人身取引被害者の児童は10人であり、全員が女性である。

国籍別では、フィリピン7人、インドネシア2人、バングラデシュ1人となっており、年齢別では、17歳が4人、16歳が3人、15歳が3人となっている。

（上記に関連した訴追数）

刑法第226条の2第2項の未成年者（20歳未満の者）買受けに係る起訴（訴追）人員数として把握している件数は、2006年から2008年までの3年間において0件である（検察統計年報による。）。

(参考)

刑法第226条の2（人身売買）

第2項 未成年者を買った者は、3年以上7年以下の懲役に処する。（了）